

指定児童発達支援・指定放課後等デイサービスの報酬算定区分に関する届出書

1 事業所・施設の名称	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 サービスの種類	① 指定児童発達支援（児童発達支援センターに限る。） ② 指定児童発達支援（児童発達支援センターを除く。） ③ 指定放課後等デイサービス
4 申請する報酬算定区分	医療的ケア区分（ あり ・ なし ）

注 1 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。

注 2 「申請する報酬算定区分」には、該当する番号に○を付してください。

注 3 3 及び 4 の組み合わせに応じて必要な人員配置が異なる（利用する障害児それぞれの医療的ケア区分の
 割合によっても異なる）ため、当該人員配置の体制を満たしている場合のみ申請が可能です。